令和6年度税制改正大綱速報(抜粋)



■定額減税

【概要】

納税者本人と同一生計配偶者又は扶養親族1人つき、令和6年分の所得税3万円、令和6年分の住民税1万円の定額減税が行われる。

【対象者】

本人:合計所得金額1,805万円以下(給与所得のみの場合は年収2,000万円以下)

同一生計配偶者又は扶養親族:合計所得金額48万円以下(給与所得のみの場合は年収103万円以下)

【実施方法】

	給与所得者	公的年金受給者	事業所得者等
마다/무 75년			<mark>第1期予定納税(7月)から減額</mark> ※減額しきれない分は第2期分(11月)で減額
住民税	減額した年額を令和6年7月から令和7年5 月に11等分して特別徴収 ※令和6年6月分は特別徴収不要		第1期分(6月)より減額 ※減額しきれない分は第2期分以降で減額

■子育て支援に関する政策税制(住宅借入金控除の拡充)

【概要】

子育て世帯・若者夫婦世帯における住宅借入金控除の借入限度額の上限が令和6年に限り拡充される。

【対象者】

夫婦いずれかが年齢40歳未満の世帯または年齢19歳未満の扶養親族(子)を有する世帯

【借入限度額】

	入居時期		
住宅区分	令和4年~令和5年	令和6年	
		子育て世帯・若者夫婦世帯	左記以外
認定住宅	5,000万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	4,000万円	3,000万円
上記以外	3,000万円	0円※	

※令和5年12月31日までに建築確認を受けている場合2,000万円